

「生涯活躍のまち」取組支援事業費補助金交付要領

この要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「生涯活躍のまち」取組支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、県財務規則（昭和39年県規則第4号）及び県あきた未来創造部地域の元気創造課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（事業目的）

第1条 本事業は、県内において株式会社、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他行政機関を除く法人（以下「民間企業等」という。）が独自に実施するCCRC（注）の事業化を促進する取組に対して支援を行うことにより、CCRCの導入による元気で安心な地域づくりを推進することを目的とする。

（注）CCRCとはContinuing Care Retirement Communityの略称で、退職した高齢者らが健康なうちに移り住み、生涯学習や社会貢献に取り組みながら暮らす生活共同体を指す。

（事業の分類）

第2条 「生涯活躍のまち」取組支援事業は、次の事業で構成する。

- 一 「生涯活躍のまち」事業化支援事業
- 二 「生涯活躍のまち」調査研究等支援事業

（補助対象者）

第3条 補助金を交付する対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす民間企業等とする。

- 一 第2条第1号の事業（「生涯活躍のまち」事業化支援事業）にあつては、県内においてCCRCを事業化し、継続して運営していく計画を有すること
- 二 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）を完遂できる見込みがあること
- 三 会計経理が明確に行われていること
- 四 県暴力団排除条例（平成23年県条例第29号）第6条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

- 一 第2条第1号の事業（「生涯活躍のまち」事業化支援事業）にあつては、秋田県内でCCRCを事業化する目的で行われるものであること
- 二 第2条第2号の事業（「生涯活躍のまち」調査研究等支援事業）にあつては、CCRCを導入した地域づくりの実現に資するものであること

- 三 他の行政機関（国、市町村等）から補助を受けていないこと
- 四 特定の政治活動又は宗教活動を目的として行われるものでないこと
- 五 過去に本補助事業の採択を受けた事業については新たな段階に展開・進展する内容であること

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の項目及び取扱いについては、別表1のとおりとする。

（補助金交付額）

第6条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、交付額は別表2のとおりとする。

（事業実施期間）

第7条 補助対象事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）は、補助金の交付決定の日から当該年度の3月15日までとする。

（事業採択申請）

第8条 補助金の交付を希望する者は、次のとおり書類を提出し、事業採択のための申請（以下「事業採択申請」という。）を行わなければならない。

一 提出書類

- ・事業採択申請書（採択申請様式1）
- ・事業実施計画書（採択申請様式2）
- ・事業実施計画内訳書（採択申請様式3）
- ・会社（団体）概要等説明書（採択申請様式4）

二 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

三 提出期限

平成30年5月31日（木）（午後5時必着）

四 提出方法

持参又は郵送（いずれも提出期限内）により、提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。また、郵送の場合は書留郵便又は簡易書留郵便にて提出すること。

五 書類提出及び問合せ先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

秋田県あきた未来創造部地域の元気創造課 調整・地域活性化班

電話：018-860-1237 FAX：018-860-3875

Eメールアドレス：chikatsu@pref.akita.lg.jp

六 事業採択申請に係る留意事項

- ・事業採択申請は、重複して行うことはできない。
- ・事業採択申請に要する経費は、全て申請者の負担とする。

(事業採択)

第9条 県は、前条による事業採択申請を受けた場合は、別に定める「審査委員会設置要領」及び「事業採択申請審査基準」により審査を行い、採択の可否を決定する。

2 県は、前項の審査結果を事業採択申請した者に通知する。

(補助金交付申請及び実績報告の手続等)

第10条 前条により事業採択された者は、補助金の交付を受けるため、別途県が指定する日までに、要綱に基づき補助金交付申請を行なうものとする。

2 補助金の交付を受けて事業を実施する者（以下、「補助事業実施者」という。）は、事業実施期間内に補助事業を完了し、補助事業完了後1カ月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、県に対し、実績報告を行わなければならない。

3 補助事業実施者は、実績報告を行うにあたっては、要綱第7条に定める書類のほか、次の書類を県に提出しなければならない。

- ・補助事業の支出を証明する書類（領収書の写し、旅費実績額計算書等）
- ・補助事業の内容を証明する書類（調査報告書、視察報告書、会議録等）
- ・その他県が必要と認める書類

4 補助事業実施者は、事業実施期間内に実績額を確定できない経費（以下「未確定額」という。）があることが判明した場合、事業実施期間満了前に要綱等の定めにより、未確定額相当分について、補助金の額を減額（変更）するための申請手続を行わなければならない。

5 補助金交付申請、実績報告その他補助金交付を受けるために必要となる手続等（以下「補助金交付申請及び実績報告等」という。）に要する経費は、全て申請者の負担とする。

6 補助事業実施者は、補助金交付申請及び実績報告等に係る関係書類について、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(精算払)

第11条 県は、補助事業実施者から提出される実績報告を確認後、最終的な補助金額を確定した上で、補助事業実施者からの請求に応じて補助金の精算払をするものとする。

(調査等)

第12条 県は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助事業実施者に報告させ、又は帳簿書類その他の物件を調査することができるものとする。

(交付決定の取り消し及び返還)

第13条 県は、補助事業実施者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第14条 この要領のほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月3日から施行する。

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

この要領は、平成29年6月6日から施行する。

この要領は、平成30年4月24日から施行する。